

半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月
半田市

1. 目的

本事業は、ひとり親世帯等の子どもに対して、学習習慣の定着及び学力向上、社会性の育成等のため、学習・生活支援事業を実施する委託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 事業名

半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託

(2) 事業内容及び事業場所

別紙「半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日とする。

事業期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間は準備期間とする。

3. 提案上限額

業務委託料の上限額は 31,717,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

ただし、準備期間については事業者負担とする。

4. 資格要件

(1) 参加資格要件

次の各号のいずれも満たす法人格を有する法人であること。

①公募の開始時点において、過去 3 年以内に中学生を対象とした子どもの学習・生活支援事業を自治体から受託している実績があること。

②契約締結までの間に令和 6・7 年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

④本プロポーザル実施の参加表明書の提出から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

⑥国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納が

ない者であること。

- ⑦半田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 19 号）第 2 条第 1 項及び第 2 号に該当しないこと

（２）失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- ③見積額が提案上限金額を超過している場合
- ④プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ⑤提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- ⑦他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- ⑧事業実施に当たっての必要人員を契約締結までに確保できなかった場合
- ⑨その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

５．スケジュール

項目	日程
募集公表	令和 7 年 9 月 29 日（月）より半田市ホームページ掲載
質問受付期間	令和 7 年 9 月 29 日（月）～10 月 10 日（金）17 時必着
質問回答	令和 7 年 10 月 16 日（木）まで
参加表明期間	令和 7 年 9 月 29 日（月）～10 月 17 日（金）17 時必着
参加資格要件 審査結果通知	令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
提案書等受付期間	令和 7 年 10 月 24 日（金）～11 月 25 日（火）17 時必着
審査	令和 7 年 12 月 3 日（水）（予定）
契約締結	令和 7 年 12 月中旬頃（予定）
準備期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
事業開始	令和 8 年 4 月 1 日～

６．質問受付及び回答

（１）質問の受付

質問事項を質問書（様式 1）に記入し、令和 7 年 9 月 29 日（月）から 10 月 10 日（金）17 時までに、半田市子ども未来部子ども育成課へ電子メールで提出すること。

（２）質問の回答

質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 16 日（木）までに半田市ホームページに掲載する。

7. プロポーザルへの参加表明

(1) 提出書類

項番	提出書類
①	プロポーザル参加表明書（様式2）
②	事業者の概要（様式3）
③	事象者及び現在運営している事業等に関する資料（任意様式） ※パンフレット等事業概要がわかるもの
④	国税・地方税の納税証明書（参加表明書提出日前1か月以内発行のもの）

(2) 提出部数

①及び④は各1部

②及び③は各6部 ※複写可

(3) 提出期間

令和7年9月29日（月）から10月17日（金）17時までに、半田市子ども未来部子ども育成課へ提出すること。（郵送の場合は必着）

(4) 参加資格要件審査結果

参加資格要件を審査後、令和7年10月24日（金）までに参加資格要件審査結果通知書（様式4）にて通知する。

8. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

項番	提出書類
①	企画提案書（任意様式） ※企画提案書には、業務委託実施にあたっての基本理念及び運営方針、実施計画（学習指導・支援方法、生活・相談支援体制方法、学習進捗管理方法等）、業務体制（サポーター等の配置体制構図等）、サポーター教育体制（研修体制、研修内容、研修時期等）、危機管理体制（個人情報管理体制、トラブル・緊急対応等）について記載すること。
②	人員配置計画書（任意様式） ※配置予定人員について、サポーターの氏名、年齢、属性（職業等）、保有資格、常勤・非常勤の別について記載すること。また、本業務と同種・類似する業務に従事経験がある者については、業務名と従事した年数を併せて記載すること。
③	参考見積書（任意様式） ※参考見積書については、（別紙）参考見積要件に基づき算出・作成し、内訳明細書（任意様式）も添付すること。

(2) 提出部数

原本1部（クリップ止め、A4判）

コピー6部（書類は、A4判・両面印刷・左とじ）※複写可

(3) 提出期間

令和7年10月24日(金)から11月25日(火)17時までに、半田市子ども未来部子ども育成課へ提出すること。(郵送の場合は必着)

9. 審査・選定の方法

(1) 審査方式

応募書類及び面接審査(以下、「プレゼンテーション」という)により選考する。

※応募書類は7. プロポーザルへの参加表明及び8. 提案書等の提出方法における書類一式を指す。

(2) 事業者の選定

プロポーザル審査委員会による審査結果を基に市長が事業者を決定する。
ただし、審査結果により事業者の「該当なし」とする場合がある。

(3) 審査及び結果の通知

(ア) 提出書類に基づくプレゼンテーション(15分以内)

(イ) 質疑応答(20分程度予定)

入室は2名以内とし、プレゼンテーション結果を基に順位付けを行う。
審査した結果、参加者全員に対して審査結果通知書(様式5)を通知し、
市ホームページに決定した事業者名等を公表する。

(4) その他

- ①提出された書類に虚偽や記載の不備があった場合は応募を取り消す場合がある。
- ②提出された書類等は、情報公開の対象となり請求により開示する場合があるため、予めご承知ください。
- ③応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とする。
- ④決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるもの等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものは、本市と協議のうえ認める場合がある。
- ⑤決定した事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項、若しくは重大な違法行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがある。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとする。
- ⑥選定の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

10. 評価基準

審査・選定の方法における評価基準は、別紙「プロポーザル審査委員会

評価基準」のとおりとする。

1 1. 情報公開

情報の開示請求があった場合には、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、公開となるため、提案書の開示に係る意向申出書（様式6）を8. 提案書等の提出方法に示す提出書類と合わせ提出すること。

1 2. 留意事項

（1）追加資料の提出

提出後の書類の訂正、再提出等は原則として認めない。ただし、市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがある。

（2）応募に係る費用

応募書類等の提出その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とする。

（3）応募書類の取扱い

提出された応募書類は、子どもの学習・生活支援事業実施委託事業者の選定に使用し、その他の目的には使用しない。また、提出された応募書類は返却しないが、本市において適切に管理する。

（4）応募の辞退

やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

【提出先および問い合わせ先】 半田市子ども未来部子ども育成課
〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地
電 話 0569-84-0658
メール kodomoikusei@city.handa.lg.jp

半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託
(別紙) 参考見積要件

1. 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日とする。

事業期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間は準備期間とする。

2. 場所・人数・実施日

会場	場所(予定)	子どもの人数	実施日(予定)
亀崎会場	日本福祉大学半田キャンパス	20 名	毎週木曜日
半田会場	瀧上工業雁宿ホール またはクラシティ	20 名	毎週月曜日
青山会場	神戸公民館	20 名	毎週火曜日

※実施体制（配置人数等）は「半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託仕様書」
4 実施体制のとおり

3. 実施内容等

仕様書及び実施要綱のとおり

4. 見積書について

- ・見積金額については、上記要件と仕様書（案）及び実施要綱により算出した総額としてください。
- ・ただし、契約は統括及び学習サポーター 1 人あたりの単価等を基にした単価契約を想定しています。仕様書 9 業務区分及び費用負担区分の（2）の表にある諸経費は、契約単価金額に含めるものとしてください。

半田市子どもの学習・生活支援事業実施委託
(別紙) プロポーザル審査委員会評価基準

1. 評価方法

- (1) 審査委員は、提案内容を基に別表 審査評価基準表兼採点表で採点を行い、各審査委員の採点の合計点数が最も高い者を委託候補者とする。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いた場合には、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、委託候補者を選考する。
- (3) 評価の結果、評価点の合計が各審査委員に配点された審査基礎点の合計の7割に満たない場合は、参加応募者が1 者の場合であっても、委託候補者として選考しないものとする。

2. 評価項目及び評価点

各審査委員に配分される評価点は100点満点とし、各評価項目及び点数配分は、基本理念・運営方針(15点)、実施計画(35点)、人員・教育体制(20点)、事業者・管理体制・その他(30点)とする。